

# 土砂災害防止法とは

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

土砂災害(土石流、地すべり、がけ崩れ)から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年5月に施行されました。

## ① 基礎調査の実施

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査します。



## ② 区域指定

基礎調査を行い、土砂災害の恐れのある区域を指定します。指定の範囲は、下記にあるように土砂災害警戒区域(黄色で囲まれた区域内)と土砂災害特別警戒区域(赤色で囲まれた区域内)があります。

### 土砂災害警戒区域(法第7条)

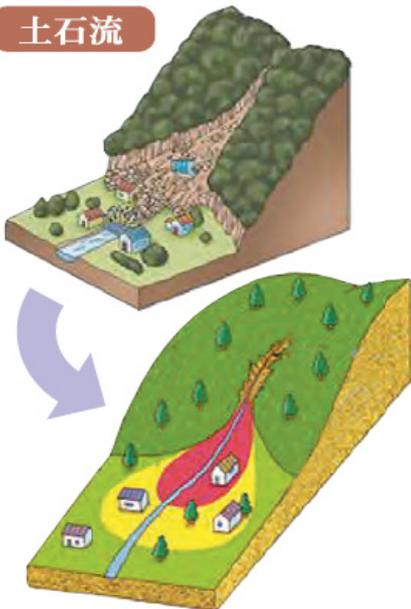
《土砂災害のおそれのある区域》で市町村が警戒避難体制の整備を定める区域です。

### 土砂災害特別警戒区域(法第9条)

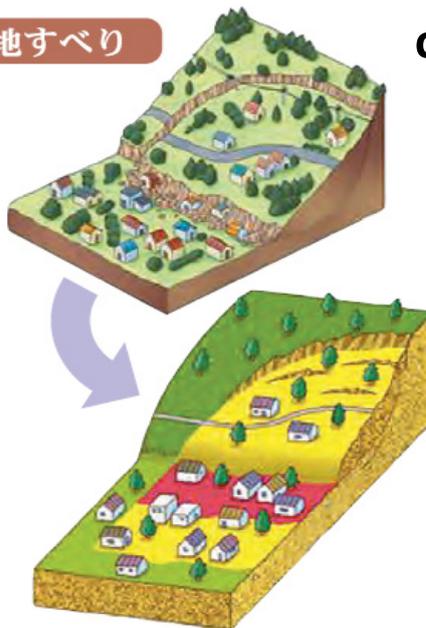
《建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれのある区域》で、一定の開発行為の制限、及び建築物の構造規制が行われる区域です。

## ③ 区域指定の対象となる場所

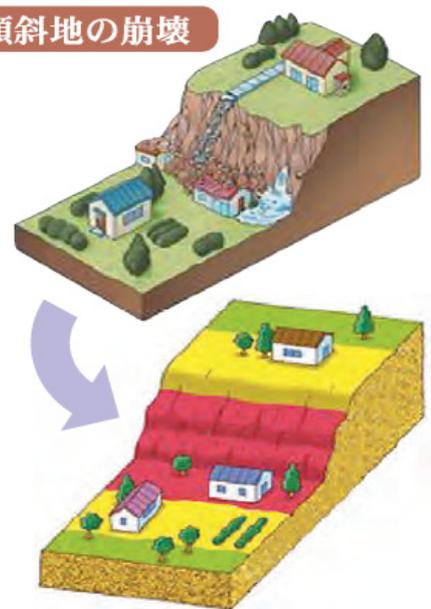
a 土石流



b 地すべり



c 急傾斜地の崩壊



※区域指定された箇所はインターネットで閲覧できます。

長崎県防災GIS

で検索

# 『土砂災害防止法』で区域に指定されると

## 土砂災害警戒区域では…

### 地域防災計画への区域毎の記載(義務)

土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- ・情報の収集、伝達
- ・予報又は警報の発令及び伝達
- ・避難施設及び避難路、避難経路
- ・土砂災害に係る避難訓練

### 警戒避難体制の住民への周知(義務)

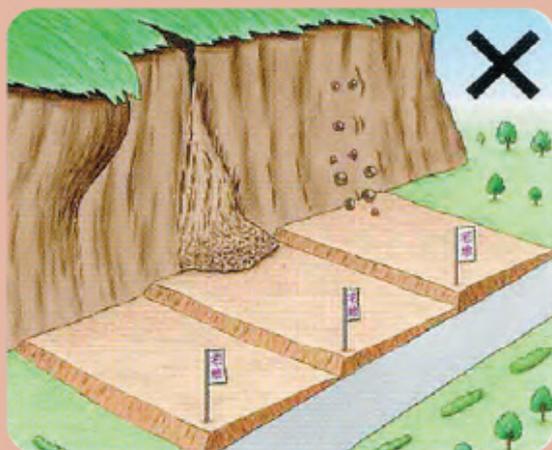
円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知

- ・情報の伝達方法
- ・避難地に関する情報
- 等



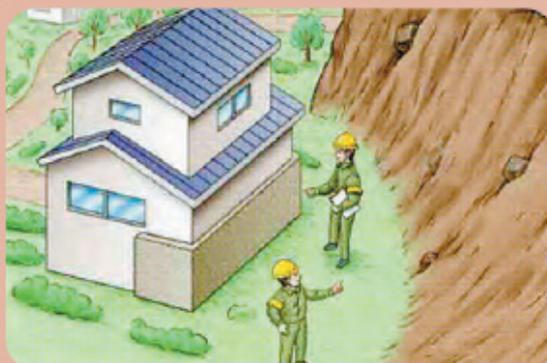
## さらに土砂災害特別警戒区域では…

### ① 特定の開発行為の制限



・他人のための住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設等の建築物を建築するために行う開発行為(盛土・切土等)には知事の許可が必要。

### ② 建築物の構造規制



・居室を有する建築物は建築許可が必要である。  
・作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全なものでなければならない。  
・対策工事を行うか、新築及び増改築時に住宅を補強しなければならない。

### ③ 移転勧告

土砂災害が発生した場合にその居住者、利用者等の生命に著しい危険が生じると認められる建築物について、所有者及び管理者等に対し、当該建築物の移転等の勧告ができる。

<移転支援>

- ・住宅金融支援機構の融資
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業による補助

